

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 先進地視察調査（民生常任委員会）

(1) 目的

委員会が所管する事項に関する先進地の取組の調査・研修のため。

(2) 派遣場所

特定非営利活動法人三石過疎地有償運送すずらん（新ひだか町）

道央廃棄物処理組合（千歳市）

株式会社ホクノー（札幌市）

栗山町

(3) 派遣期間

平成30年10月 3 日～ 4 日（ 2 日間）

(4) 派遣議員

民生常任委員会委員 7 人

2 十勝町村議会議員研修会（十勝町村議会議長会主催）

(1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能の向上に資するため。

(2) 派遣場所

芽室町

(3) 派遣期間

平成 30 年 11 月 6 日（ 1 日間）

(4) 派遣議員

全議員 20人

3 議会改革フォーラム

(1) 目的

町内各層のまちづくりに対する考えを伺い、議員と町民との町政全般にわたる意見の交換の場とするため。

(2) 派遣場所

札内コミュニティプラザ

(3) 派遣期間

平成 30 年 10 月 27 日（1 日間）

(4) 派遣議員

全議員 20人

4 その他

上記 1 から 3 の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。